

●香川県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成24年10月1日	もりした耳鼻咽喉科	丸亀市津森町字高丸1107番地1
平成24年10月1日	NP城西調剤薬局	丸亀市津森町1108番地1